

# 政務調査費の用途に係わるガイドライン

項目	内容	主な経費に係わる留意事項
共通		<p>(経費の按分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の活動において、政務調査活動と他の議員活動が浑然一体となっている場合には、実績等を考慮のうえ経費を按分し、政務調査費のみを支出することが必要である。</li> </ul>
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務調査及び調査委託に要する経費 (調査委託料、交通費、宿泊費など)</li> </ul>	<p>(交通費、宿泊費など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費、宿泊費は実費弁償が原則であり、その額及び内容は社会通念上許容されるものであることが必要である。</li> <li>・政務調査のための視察期間内にその他の用途等を含む場合には、政務調査用途の部分を明確に区分することが必要である。</li> </ul>
研修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等への参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費など)</li> </ul>	<p>例：政務調査を主目的として出張し、出張先で政務調査以外の用途を行った場合は、滞在中の経費を明確に区分して支出する必要がある。この場合、出張先までの往復旅費全額を政務調査費で支出することは可能である。</p>
会議費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議の開催に要する経費 (講師謝金、会場借上料、機器使用料、資料印刷費など)</li> </ul>	<p>(食糧費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査活動の範囲内で、社会通念上妥当であると認められるもの。</li> </ul> <p>例：政務調査活動としての懇談会等での飲食経費について、自己負担分を食糧費として支出することは可能である。</p> <p>例：政務調査活動を目的として議員が主催する会議、研修会での茶菓の提供は可能である。</p> <p>(会費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務調査活動に相当であることが必要である。</li> <li>・したがって、個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等については適当でない。</li> </ul>

項目	内容	主な経費に係わる留意事項
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料の作成に要する経費 (印刷製本費、原稿料など)</li> </ul>	<p>(広報費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の意見を議会活動に反映させること等を目的にしたものであることが必要である。</li> </ul>
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙の中で政治活動と政務調査活動が併存している場合には、記事の割合により印刷費及び送料等の按分が必要である。</li> </ul>
広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報活動に要する経費 (広報紙印刷費、送料など)</li> </ul>	<p>(事務所費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務所用地購入費、事務所建設費に充当することは、議員個人の資産形成に係るものであり適当でない。</li> <li>維持経費(当該事務所建物に係る減価償却費を含む)については、政務調査活動に使用する範囲内において充当することができる。この場合、使用の割合に応じ按分して支出することが必要である。</li> </ul>
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、管理運営費など)</li> </ul>	<p>(備品購入費、リース料など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備品購入費、リース料などについても、政務調査活動に使用する範囲内において充当することができる。この場合、使用の割合に応じ按分して支出することが必要である。</li> <li>政務調査活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められるものであることが必要である。</li> </ul>
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品購入費、通信費など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車について、購入費を充当することは、議員個人の資産形成につながるものであり適当でないが、維持経費(当該自動車に係る減価償却費を含む)を、政務調査活動に使用する範囲内において充当することは可能である。</li> <li>自動車を除く備品購入については、購入年度に一括して充当することが可能である。(当該備品を資産として取得した場合には、減価償却費として充当することも可能である。)</li> </ul>
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究を補助する職員の雇用に要する経費(給料、手当、社会保険料など)</li> </ul>	<p>(人件費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査活動とその他の活動を併せて業務を行わせる場合には、業務の割合に応じ按分して支出することが可能である。</li> <li>親族に業務を行わせる場合には、政務調査活動の対価として支払うよう留意する必要がある。</li> </ul>